

お知らせ〈感染症〉

保護者様

認定こども園 西小岩幼稚園

お子様が感染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。

ご参考に、学校保健安全法に定められた感染症ごとの登園停止の期間を付記します。

お子様がこれらの流行性の病気にかかり、回復して登園される際には、

「裏面の『感染症治癒証明書』」に医師の署名をいただき、園へご提出ください。

※一覧表に記載のない流行性の病気(流行性胃腸炎など)にかかられた場合も、同様に裏面の証明書が必要となります。

	感染症名	登園の目安
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあたっては、3日)を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
5	風しん	発しんがすべて消失してから
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
8	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の細菌検査(検便)によっていずれも菌陰性が確認されたもの
10	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
11	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
13	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態が良くなるまで
14	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹以外の症状がなくなるまで
15	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
17	その他の感染症 (マイコプラズマ肺炎、RSウィルス症、流行性胃腸炎など)	医師により感染の恐れがないと認められるまで (目安:下痢や嘔吐などの症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから24~48時間経過するまで)

※「インフルエンザ」の「登園の目安」は厚生労働省に確認した表現を記載しています。

感染症治療証明書

認定こども園 西小岩幼稚園

園長 殿

.....組 園児氏名:.....

病名:.....

上記の園児は、令和 年 月 日 から療養中のところ、
症状が軽快し他児への感染のおそれはなくなりましたので、
令和 年 月 日()から登園してもよいことを証明いたします。

令和.....年.....月.....日

医療機関名:.....

医師氏名:.....(署名又は印)